

悪臭に関する評価方法

施行 平成15年4月1日

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年横浜市規則第17号）第31条第9項別表第10により、悪臭に関する評価方法は、次に定めるとおりとする。

事業所の臭気排出口及び敷地境界線における悪臭の指導指針値Xは、臭気指数で表示するものとし、次式により算出した値とする。

$$X = A + B + C + D + E$$

A、B、C、D、E値は以下の通りとする。

			臭気排出口	敷地境界線	
A値	基準の基礎となる数値		20	10	
B値	事業所立地地域	甲地域	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	0	0
		乙地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域	3	3
		丙地域	工業地域 工業専用地域	5	5
C値	排出口の高さ	8m未満	0	/	
		8m以上15m未満	2		
		15m以上25m未満	5		
		25m以上	10		
D値	排出風量	50m ³ N/分未満	5	/	
		50m ³ N/分以上200m ³ N/分未満	3		
		200m ³ N/分以上	0		
E値	臭気質	一般に不快には感じないと認めるにおい	/	2	
		その他		0	

- 備考
- 1 測定方法は、悪臭防止法施行規則第1条に基づく臭気指数及び臭気排出強度の算定方法（平成7年9月13日環境庁告示第63号）のとおりとする。
 - 2 臭気排出口における基準は、排出口ごとに与える。
 - 3 乙、丙地域に立地する事業所であって、それが甲地域に接する場合のB値は、敷地境界線についてのみ、それぞれ甲、乙地域の数値とする。
 - 4 甲地域に立地する事業所であって、それが主要な道路の沿線地域あるいは丙地域に接する場合のB値は、乙地域の数値とする。
 - 5 E値は、乙地域の敷地境界線にのみ適用する。
 - 6 臭気指数は、人の「におい」についての感覚量の変化に直接対応するもので、これは臭気濃度の対数値を10倍にしたものである。

$$X = 10 \log(\text{臭気濃度})$$